

事務連絡
令和5年3月14日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、これまでも事務連絡にて「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の周知・徹底をお願いしてきたところです。

政府は令和5年2月10日に基本的対処方針を変更し、令和5年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。同日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、感染対策上又は事業上の理由等により、従業員等にマスクの着用を求めることはありうるとしております。

これを踏まえ、令和5年3月13日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和4年12月9日改訂版）」を別紙のとおり改訂したことについて、国土交通省より通知がありました。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知・ご協力方よろしく願いいたします。

以上